

◎経済社会の構造の変化に対応した税

制の構築を図るための所得税法等の

一部を改正する法律

(平成三十三年二月二日法律第一一四号)

一、提案理由(平成三十三年二月三日・衆議院財務金融委員会)

○野田国務大臣 ただいま議題となりました平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、所得、消費、資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するとい

う枠組みのもとで、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する法律

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

る等の観点からの税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納税環境整備等について所要の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、個人所得課税について、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等を行うこととしております。

第二に、法人課税について、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引き下げ、これにあわせた課税ベースの拡大、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設等を行うこととしております。

第三に、資産課税について、相続税の基礎控除の引き下げ及び最高税率の引き上げ等の税率構造の見直し等を行うこととしております。

第四に、消費課税について、地球温暖化対策のための課税の特例を創設する等の措置を講ずることとしております。

第五に、市民公益税制について、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度を創設する等の措置を講ずることとしております。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

一一

第六に、納税環境整備について、納税者権利憲章を作成するものとするとともに、更正の請求期間を延長する等の措置を講ずることとしております。

その他、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の廃止等既存の租税特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の適用期限を延長するなど、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○内閣修正(平成二十三年六月一〇日申出)の趣旨説明(平成二十三年六月一四日)

○野田国務大臣 所得税法等の一部を改正する法律案中修正点の趣旨を御説明申し上げます。

所得、消費、資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みのもとで、税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、市民公益

所得税法等の一部を改正す

税制、納税環境整備等について所要の措置を講ずるため、所得税法等の一部を改正する法律案を提出し、二月二十三日に当委員会におきまして提案理由を御説明申し上げ、これまで御審議をいただいていたところであります。

この法律案のうち、期限の到来する租税特別措置を初めとして、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制を整備するための措置については、六月三十日の租税特別措置の期限の到来等国民生活等への影響を勘案し、この法律案から削除するとともに、別途御審議いただくべく、別の法律案として提出することとしております。この法律案に所要の修正を加えることについては、六月十日に本会議の御承諾をいただきました。

この法律案から削除せず存置する改正は、個人所得課税、法人課税、資産課税及び消費課税に係る税制の抜本改革の一環として行う改正並びに国税通則法の抜本改正であり、この存置する法律案については、別に提出する法律案と区別するため、題名を経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案に改めることとしております。

以上が、今回の修正点の趣旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○内閣修正(平成三十三年一〇月二八日申出)による修正後の提案理由(平成三十三年一月一八日)

○安住国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、納税環境整備について所要の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、個人所得課税について、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除の縮減、成年扶養控除の対象の見直し等を行うこととしております。

第二に、法人課税について、法人税の基本税率及び中小企業社等の軽減税率の引き下げ、これにあわせた課税ベースの拡大等を行うこととしております。

第三に、資産課税について、相続税の基礎控除の引き下げ及び最高税率の引き上げ等の税率構造の見直し等を行うこととしております。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

第四に、消費課税について、地球温暖化対策のための課税の特例を創設することとしております。

第五に、納税環境整備について、更正の請求期間を延長する等の措置を講ずることとしております。

以上が、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

なお、本法律案については、これまで御審議をいただいていたもののうち、施行日等について所要の修正を加えるとともに、国税通則法の改正規定中題名及び目的の改正、納税者権利憲章の作成並びに新たな税務調査手続の追加に係る規定については削除すること等としております。この法律案に所要の修正を加えることについては、十月二十八日に本会議の御承諾をいただきました。

何とぞ早急に御審議くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告

(平成三十三年一月二四日)

○海江田万里君 ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

一四

します。

まず、両案につき、その要旨を申し上げます。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、納税環境整備について所要の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

以上両案のうち、所得税法等改正法案は、第七十七回国会に提出され、本年二月十五日当委員会に付託され、同月二十三日野田前財務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十五日から質疑に入りましたが、六月十日、改正規定の一部を削除するとともに、法律案の題名を改めるなどの内閣修正が行われました。同国会においては、七月十五日に参考人から意見を聴取するなど慎重な審査が行われましたが、今国会まで継続審査に付されてきたものであります。

今国会におきましては、十月二十八日、施行期日を修正するとともに、国税通則法の改正規定の一部を削除するなどの内閣修正が行われ、十一月十八日安住財務大臣から改めて提案理由の説明を聴取しました。

.....(略).....

同月十八日には両案について質疑に入り、同日、寺田学君外

三名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派共同提案により、所得税法等改正法案に対し、所得税法、相続税法、租税特別措置法等に係る改正事項の一部を削除する等の修正案が、また、復興財源確保法案に対し、復興特別所得税の課税対象期間及び税率の変更、復興特別たばこ税に係る規定の削除並びに復興債等の償還期間の変更を行うとともに、附則に決算剰余金の償還費用の財源への活用及び復興に係る特別会計の設置についての規定を追加する等の修正案がそれぞれ提出され、提出者を代表して寺田学君から両修正案の趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、二十二日には、両案及び両修正案について、参考人から意見を聴取し、野田内閣総理大臣に対する質疑を行うなど慎重な審査を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、所得税法等改正法案に対する修正案について内閣の意見を聴取いたしました。引き続き、両案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はそれぞれ賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

.....(略).....
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十三年一月一八日)

○寺田委員 たいだいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

まず、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

本修正案は、一般の経済情勢にかんがみ、この法律案の改正事項を、今年度において迅速に実施すべき法人課税と納税環境整備に関する事項に限定し、これらの円滑な実施を図るものがあります。

次に、本修正案の概要について申し上げます。

本修正案において、所得税法、相続税法、租税特別措置法等に係る改正事項の一部を削除することとしております。

この結果、法律案に存置することとなる改正事項は、法人課税に係る改正事項及び国税通則法に係る改正事項等となります。

以上が、両修正案の趣旨及び概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

三、参議院財政金融委員長報告

(平成二十三年一月三〇日)

○尾立源幸君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、法人税率の引下げ、納税環境の整備等について所要の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律案につきましては、題名を改め、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案に規定される措置に関する改正規定を削除するとともに、施行期日等を修正し、国税通則法改正に係る一部の規定を削除する等の内閣修正が行われております。

また、衆議院において、所得税の諸控除の見直し、相続税の基礎控除・税率構造の見直し及び地球温暖化対策のための課税の特例の創設等の措置を削除する修正が行われております。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

一六

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、野田内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、復興債の償還期間の在り方、復興財源を増税で賄うこととの是非、東日本大震災からの復興に向けた事業推進の必要性、消費税を含む税制抜本改革の実施の道筋、法人実効税率引下げの意義、納税者権利憲章に関する規定を削除した理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して中西健治委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

(注) 法律第一一四号は、当初「所得税法等の一部を改正する法律案」として提出されたが、内閣修正で題名が修正された。